

グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託
仕様書

令和7年度
川口市

1 業務の目的

本委託では、グリーンインフラの普及及び啓発に資するため、市民・行政・民間事業者等を交えたワークショップの企画提案・運営支援を行う。また、ワークショップの際に必要な総合的な治水対策に関する現状と課題等を分かりやすく整理し、市民等との協働によるグリーンインフラの推進に必要な取り組み内容・方向性のとりまとめを支援する。

さらに、本市では、「グリーンインフラ活用計画」に基づき、浸水被害履歴や都市施設の位置等をもとに、「けやき通り（主要幹線道路浦和東京線）」において、グリーンインフラを活用した整備工事を予定していることから、整備に向けた合意形成を図ることを目的とする。

2 業務の名称

グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託

3 履行場所

川口市 戸塚地区（戸塚東1丁目ほか地内）

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月12日まで

5 業務内容

（1）現状と課題等の整理

川口市内で実施してきている総合的な治水対策について、公共施設と民間施設の現状と課題をデータや図により整理する。その他、国、自治体が進めるグリーンインフラに係る計画、指針、取組状況から、市内のグリーンインフラに係る現状及び取組状況を整理する。また、整理にあたっては、自然環境が持つ多様な機能や雨水流出抑制対策の実施状況や緑化及び土地利用状況の経年変化、浸水被害状況、地域特性等の情報も収集整理を行う。

上記を踏まえ、意見交換会などで提示する基礎資料になることを念頭にどの年代の市民にもわかりやすいものになるようにまとめるものとする。

（2）市民等とのワークショップの企画提案・運営支援

ワークショップでは、参加者が活発な対話やアイデアを出せるような手法、工夫、構成などについて企画提案を行うとともにワークショップ用の資料作成を行う。また、ワークショップを進行する際には、ファシリテーターを設置することを必須とする。な

お、実施時期・参加者は以下の通りを想定し、活発な対話を行うため、各回同じ参加者を想定している。

◎ 開催回数：3 回程度を標準とする。

◎ 実施時期：概ね令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月

◎ 実施場所：市内公共施設

◎ 参加者：公募による市民（17 名程度）、小中高校生（7 名程度）、登録環境団体（3 名程度）、川口市造園業協会協会員（3 名程度） 計 30 名程度

※開催回数・実施時期・実施場所・参加者は想定であり、ワークショップを行うために自由な発想で提案するものとし、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(3) 市民等との協働によるグリーンインフラの推進に関する取組検討

ワークショップで出た意見の実現可能性について検討し、実施するための課題の整理を行う。今後の市民との協働によるグリーンインフラの推進に必要な取組内容・方向性のとりまとめを行うものとする。

6 業務に関する情報の取扱い

(1) 業務の遂行に伴って収集した個人情報を委託中はもとより、委託完了後であっても外部に漏らしてはならない。

(2) 個人情報及び機密事項の取り扱いについて、以下の事項を厳守しなければならない。
ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

エ その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

7 成果品等の所有権及び成果品

本業務に関する成果品・データ等の所有権は全て川口市に帰属するものとし、市の承認を得ることなくこれらを貸与、公表、使用してはならない。

<成果品>

(1) 報告書(A4 版：2 部)

(2) 上記の電子データ(CD-R：1 枚)

(3) その他監督員が指示した資料

8 行政情報流失防止

受注者は本業務履行に際して知り得た全ての行政情報については、適切な流失防止対策を講ずるものとする。

- (1) 業務の遂行に伴って収集した個人情報を委託中はもとより、委託完了後であっても外部に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報及び機密事項の取り扱いについて、以下の事項を厳守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

エ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 貸与

本委託を行うにあたり、必要と認められる資料は貸与する。なお、受注者は貸与された資料を本委託終了後、直ちに返却しなければならない。

10 その他

本業務の提案については、下記の項目を参考に提案すること。

- (1) わかりやすく伝えるための表現が用いられているか
- (2) 活発な対話を生み出す有効な手段がとられているか
- (3) 参加した市民の活動の継続的な協働が期待できるか
- (4) 市民の主体性を引き出すような提案になっているか
- (5) 市民等との協働による持続可能な取組を引き出すための提案になっているか